



# 今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から特にお伝えしたい大切な情報です。

☎=問い合わせ先 ☎=電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

## 01 確定申告・住民税申告の準備はお早めに

問 税務住民課  
税務住民室 税務係

令和6年分の所得税の確定申告・住民税の申告期間は、2月17日(月)から3月17日(月)までです。  
申告が必要な人(10ページ参照)は、必要書類などを事前に確認し、余裕を持って準備してください。  
確定申告期間中は、役場税務住民課、または、イオンモール旭川駅前店の特設会場で受付していますが、どちらの会場も事前予約が必要です(詳細は広報びっぴ12月号をご確認ください)。  
なお、申告の内容によっては、役場で受付できない場合がありますので、ご了承ください。



### ●必要な書類など

所得の計算に必要な書類	給与、公的年金などの所得のある人	源泉徴収票(原本) ※複数枚ある人は、全てお持ちください。 ・給与の場合 給与支払者が作成する「令和6年分給与所得の源泉徴収票」 ・公的年金の場合 年金機構などから送付される「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」
	事業所得、不動産所得、農業所得などのある人	・白色申告の場合 収支内訳書 ・青色申告の場合 青色申告決算書(※1) 【あらかじめ作成してお持ちください】
	配当、一時、雑所得のある人	所得の内容を証明する書類
	土地や建物の譲渡があった人	譲渡時の売買契約書、購入時の売買契約書、仲介手数料や印紙代の領収書など
所得控除の計算に必要な書類	生命保険料控除(一般・個人年金・介護医療保険)、地震保険料控除(旧長期損害保険料)	保険会社などが発行する支払額などの証明書
	社会保険料控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料(※2)・任意継続保険料などの支払額証明書、領収書
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象認定書など

所得控除の計算に必要な書類(つづき)	医療費控除	・医療費通知(医療費のお知らせ)(原本)(※3) ・医療費控除の明細書(※4) 【あらかじめ作成してお持ちください】 ・各種証明書(おむつ証明書など)
	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	・セルフメディケーション税制の明細書 【あらかじめ作成してお持ちください】 ・適用を受ける年分において、一定の取組を行ったことを明らかにする書類(制度の概要や対象となる医薬品などの一覧は、国税庁のホームページをご覧ください)(※5)
	寄附金控除	・寄附した団体などから交付を受けた領収書(国、地方公共団体、特定公益増進法人などに対する寄附金で特定寄附金に該当するもの) ・政治献金については、選挙管理委員会などの確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」(※6)
税額控除の計算に必要な書類	住宅ローン控除	・売買契約書または工事請負契約書の写し ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(原本) ・住宅の登記事項証明書(原本) ・その他必要書類
	政党等寄附金特別控除	・政党等寄附金特別控除額の計算明細書 【あらかじめ作成してお持ちください】 ・選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」
本人確認書類	右の①~③のいずれかをお持ちください	①マイナンバーカード ②(個人番号)通知カード+身分確認書類 ③住民票(個人番号記載)+身分確認書類
その他の持ち物	・還付が発生する場合 申告者名義の預貯金口座のわかるもの ・被扶養者がいる場合 その人のマイナンバーがわかるもの	

- (※1) 青色申告で確定申告するためには、青色申告承認申請書を税務署に提出し、承認されなければなりません。
- (※2) 国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書が必要です。
- (※3) 医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合。
- (※4)(※5) 領収書の添付は不要ですが、各明細書の記載内容を確認するため、確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、領収書(医療費通知を添付したものを除く。)の提示、または、提出を求められる場合がありますので、自宅での保管が必要です。
- (※6) 政治活動関連への寄附金や、公益社団法人、認定NPO法人などへの寄附金は、「所得控除」と「税額控除」のどちらかを選択できます。

### ふるさと納税ワンストップ特例制度について

令和6年中にふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を申請した人でも、次のいずれかに該当する場合は、ふるさと納税を含む全ての寄附金を申告する必要があります。

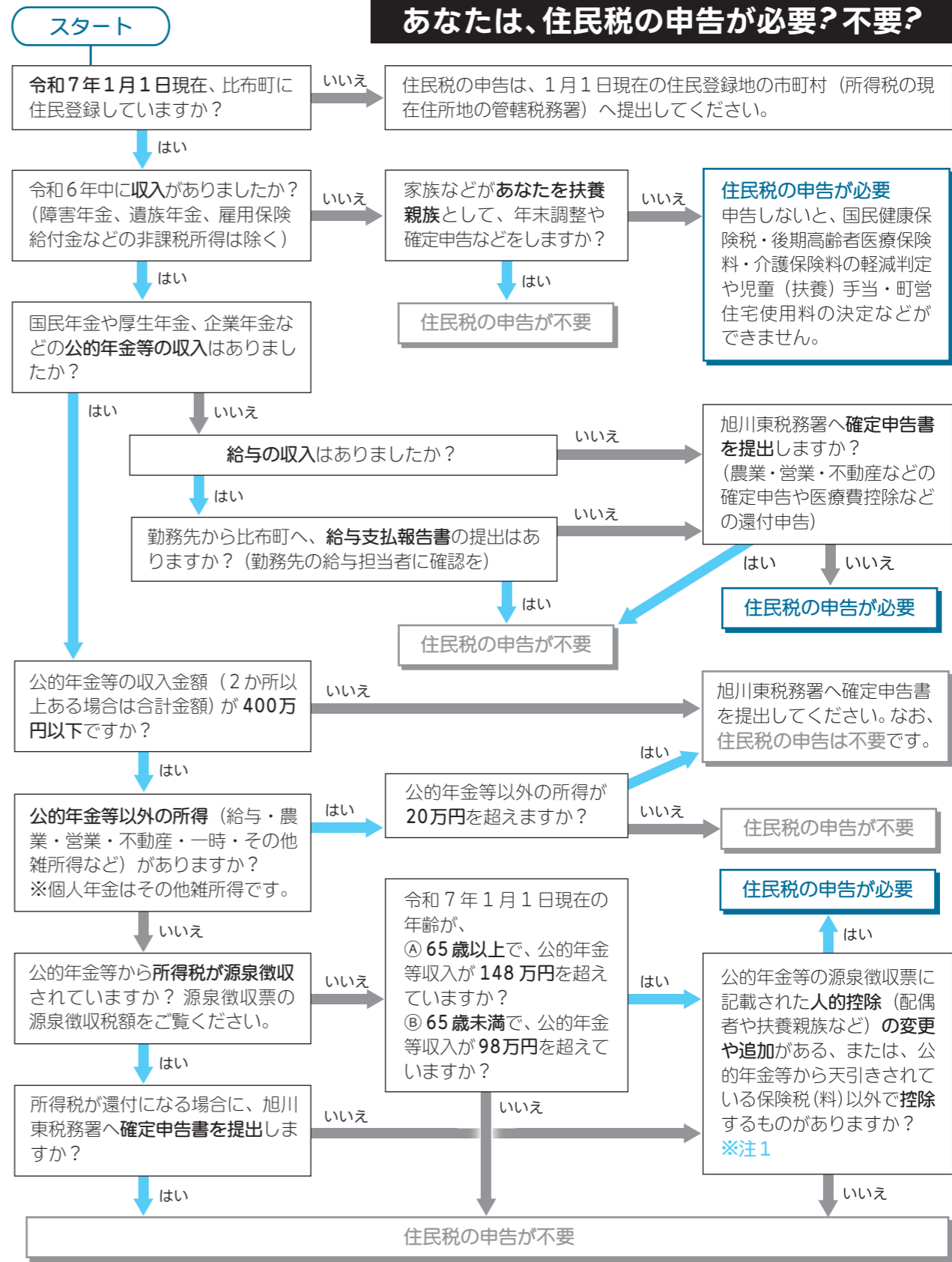
- ①令和6年分の確定申告または令和7年度住民税申告をする人
- ②ふるさと納税先が6団体以上ある人



◀ 次ページ ▶ あなたは、住民税の申告が必要? 不要?

フローチャートで確認しよう

### あなたは、住民税の申告が必要？不要？



※注1 配偶者や扶養、障がい者、ひとり親などの控除がもれている場合や、医療費控除や生命保険控除がある場合、また、年金天引き以外に社会保険料を納めた場合は、申告をしないと住民税が高くなる場合があります。

この図は住民税の申告が必要か不要かを簡単に示したものです。状況によっては、この図に当てはまらないことがありますので、詳しくは役場税務住民課にお問い合わせください。

### 02 確定申告はマイナンバーカードとスマホでさらに便利に！

国税庁では、確定申告会場に来場せずに自宅などから申告手続きができる「e-Tax 申告」を推進しています。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から所得税、消費税および贈与税の申告書を作成し、マイナンバーカードとスマホを使ってe-Taxで提出することができます。

簡単・便利なスマホからのe-Tax申告をぜひご利用ください。

#### ●e-Taxで申告するメリット

- ①還付金が早期に受け取れる
- ②確定申告期間中は24時間利用できる（メンテナンス期間は除く）
- ③入力データを保存しておくことで翌年の申告が簡略化できる

国税庁ホームページ「所得税の確定申告についてのお知らせ」



問 旭川東税務署 ☎ 23-6291

### 04 年末年始の公共施設等休業・休館日について

役場の休業期間中、急を要する場合は、庁舎裏口に常駐している警備員にお申し出ください。

施設の名称	休業・休館日
役場・教育委員会	12月31日(火)～1月5日(日)
福祉会館	
体育館・改善センター	12月29日(日)～1月3日(金)
いちごアリーナ	
図書館	12月30日(月)～1月6日(月)
公衆浴場	12月29日(日)・30日(月)、1月1日(火)～3日(金) (31日(火)は午後3時から8時まで営業)
ぴっぷスキー場	平常通り営業 (31日(火)は午後4時まで、1日(水)は午前10時から営業)
遊湯ぴっぷ	平常通り営業 (31日(火)は午後8時まで営業)
ぴっぷクリニック	12月30日(月)～1月3日(金) (30日(月)は当番医)

各種証明書を発行希望の方は、12月30日(月)午後4時までに電話などでご予約いただいた場合は、休業期間中でも住民票や印鑑証明書、所得・納税証明などの各種証明書を受理することが可能です。各担当窓口にお問い合わせください。

マイナンバーカードに関する手続き  
12月30日(月)は、システム休止のため、マイナンバーカードに関連する業務対応ができません(新規交付や電子証明の更新、暗証番号の再設定、カードを使った転入手続きなど)。来庁予定の方はご注意ください。なお、紛失・盗難などによるカードの一時利用停止は24時間受付しています。

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

### 03 償却資産(固定資産税)の申告を忘れずに

令和7年度の償却資産の申告期限は、令和7年1月31日(金)です。

令和7年1月1日現在で事業用の資産を所有している方は、その所在、種類、取得時期および取得価格などについて、申告が義務付けられています。必ず期限内に申告書を提出してください。

なお、申告書にはマイナンバー(個人番号または法人番号)の記載が必要です。提出時はマイナンバーカード、または、通知カードと本人確認書類を提出してください。

#### ●申告が必要な資産

事業に使用する機械、機具および備品など(自動車税、軽自動車税の課税対象になるものは除く)。



町ホームページ「固定資産税(税務住民課)」

問 税務住民課 税務住民室 税務係

### 各施設の休業・休館日

05

# まちづくり懇談会を開催しました

問 総務企画課  
総合政策室 政策係

行政について、町民の皆さんの意見や要望など、町長と対面しながら話し合う場として毎年「まちづくり懇談会」を開催しています。今年も町内5地区で開催しましたので、概要をお知らせします。

### 総務企画課関係

**Q** 幅広い年齢層がそろって集まるのはお祭りくらい。個人的には、らるる夏祭りの再開を願っている。(蘭留町区)

**A** らるる夏祭りは、蘭留地区振興会や行政区で行ってきた経過があります。イベントについては町も支援しますので、地域でご協議願います。

**Q** 7月から旧蘭留小学校を使わせていただいている。今後は学校跡地を利用したイベントをしたい。(蘭留町区)

**A** 施設の有効活用やイベントの実施に対しお礼申し上げます。これからも地域活性化につながる



ことは積極的に実施していただき、町も引き続き可能な範囲で支援します。

**Q** 蘭留地区は野鳥が多く、種類も多いのが有る。バードウォッチングができるブースやカフェなどがあると憩いの場になったり、もっとテナントを集めて旧蘭留小学校を使うと良いと思う。(蘭留町区)

**A** 地域の皆様にはこれまで小鳥の村として整備していただき、お礼申し上げます。施設を利用している事業者が事業拡大に

**Q** 旧診療所裏の木と駐在所裏の木材がカラスの住処(子育て場)となっているため、伐木してほしい。(北町)

**A** 今年度中に対応予定ですが、伐木は不便なのでタクシーを利用できるといいですね。また、ライドシェアを導入できないか。(新町)

また、ぴぴたく事業の一部拡大により、有償運送を行う形で、公的ライドシェアを導入しました。

**Q** 近くに、遊具を置いた安全で楽しめる公園を整備してほしい。児童公園だけでは遠い家庭は送迎が必要になる。(新町)

**A** 大栄団地内の遊具は、老朽化により危険な状態であることや行政区の意見もあり、令和4年度に安全な滑り台とブランコを移設しました。遊具が少ない面もありますが、来年度拡充される中央ふれあい広場もご利用ください。

なお、今後、全町的な公園の調査を行います。

### 商工観光課関係

**Q** 町全体のスタンプラリーを実施してはどうか。減少しているイチゴ農園を応援するために、イチゴを作ったり野菜を直売している所が良い。各農園の工夫で、イチゴを使ったソフトをそれぞれ出してもらったものをスタンプに

するなり、町内外から来町してもらえそうな工夫してはどうか。(蘭留町区)

**A** 町内を周遊するスタンプラリーは、経済活性化につながるものと考えています。これまでも夏のイチゴ狩りや、冬のスキー場時期に合わせて年2回スタンプラリーを実施し、町や特産品のPRに努めています。

現在はイチゴ狩り農園のほか遊湯びつぷ、公共施設や飲食店をチェックポイントとしています。協力いただける事業所を増やすとともに連携を密にしながら、より効果の高い事業となるよう検討します。

### 建設課関係

**Q** 南分館のグラウンドの雪をもっと奥へ押して、駐車スペースを確保



**Q** 年配者も含め、町民が気楽に立ち寄れる憩いの場としてのスペースを設置してはどうか。行政と住民との普段からのコミュニケーションづくりが必要ではないか。(11区)

**A** 皆様からご意見をいただくながら、多世代がつながり、憩える場として利用してもらえる施設を目指します。

**Q** 足の悪い方や身体障がいがある方も使うことができるように、エレベーターやトイレがもう少しきれいだと良い。あとはエアコンも設置してあげてほしい。(蘭留町区)

**A** 町民にとって利便性が高く、すべての人に配慮した施設を目指します。

今年「複合庁舎改築」についてテーマを設定し、それぞれの地域からご意見を伺いました。



**A** 早朝の除雪は道路が優先のため、押し込みが浅くなることもありですが、ご理解願います。雪を押し込む必要がある場合は、ご連絡をいただければできる限り対応します。

**Q** 国道40号と突哨山へ向かう町道との交差点の雪を、路肩に押ししてほしい。(1区)

**A** 町道部分は、できる限り対応します。国道は、旭川開発建設部道路事務所に要望しています。

**Q** 除雪作業を昔のとおりにやってほしい。除雪幅が狭すぎる。硬い雪を残されて処理できない。車庫のシャッターを開けるのに大変。(西町)

**A** 門口の雪は作業時に速度を緩めるなど、できるだけ雪を残さないよう心掛けていますが、大雪

の際はいつも以上に雪が残るため、ご迷惑をお掛けします。道路確保を最優先にしているため、ご理解、ご協力願います。

**Q** 国道40号沿いの樹木が用水路側に伸びてきて農作業に支障がでるため、手入れについて開発局に要望してほしい。(1区)

**A** 旭川開発建設部道路事務所に要望しています。

**Q** 大田山団地の急坂の舗装工事をしてほしい。7月24日の豪雨やこれまでの大雨でも、上方の未舗装路から砂利などが下方に流れ、舗装部の平坦地まで流れ落ちてくる。せめて坂の途中の未舗装箇所を曲がり角まで舗装し、対策を講じてほしい。

**A** 大田山団地の急坂の舗装については安価に整備ができるかを検討します。道路の穴については次年度対応します。街灯は、大田山団地に4基

**Q** 国道40号の紙風船の交差点について、当麻方面からホクレンスタンドの方へ右折すると舗装道路が波をうっているため曲がりにくい。(9区)

**A** 改善について、旭川開発建設部道路事務所に要望しています。

**Q** 町道路路肩にある道路幅員を示すポール(赤白色)が除雪などで折れたり、傾いているのが各所で散見される。冬期は吹雪などで視認が悪く、安全運転に支障がある。景観も悪いため、春先に点検して補修する方向で検討してほしい。(11区)

**A** 本年度は11月以降に、破損したものをや傾いたものを修繕します。次年度からは春先に点検し、補修を行います。

**Q** クマ対策のため、蘭留地区の雪捨て場の草刈りをしてほしい。(蘭留町区)

**A** 所有者には雪対策を行うようお願いしてまいります。町の対策として、カラーコーンを設置するなど注意喚起をします。

**Q** 駅前通り(道道)の側溝を清掃してほしい。大雨が降ったら水が流れず詰まる。(西町)

今年「複合庁舎改築」についてテーマを設定し、それぞれの地域からご意見を伺いました。